

3 障第 1417 号
令和 3 年 12 月 2 日

事業者 各位

岡崎市長 中根 康浩

指定障がい福祉サービス事業所等における安全管理について（通知）

平素は本市の障がい福祉行政に御理解御協力いただきありがとうございます。
さて、本年 7 月、本市に所在する指定障がい児通所支援事業所において、利用者がサービスの提供中に当該事業所からいなくなり、市内河川で死亡する事故が発生しました。

事業者の皆様におかれましては、日々、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 15 号）等に従い、適切に事業を実施されていることと存じますが、改めて、下記の事項を踏まえ、利用者の安全の確保等に最大限配意した上で事業を実施していただきますようお願いします。

記

- 1 利用者の心身の状況の把握に努め、各利用者の障がい特性、基礎疾患の有無等に応じた適切なサービスの提供を行うこと。また、個別支援計画等において、支援手法に係る特段の記載がある場合は、当該支援手法を確実に履行できるよう、十分留意すること。
- 2 事業所及びその周辺環境を改めて見直し、事故に繋がりそうな危険な箇所には処置や対策を施すこと。具体的には、利用者の施設からのとびだしや、転落などを防止するため、施設の施錠の徹底や、窓の開閉幅を制限するなどのハード面の整備のほか、日頃からヒヤリハット等を活用した職員間の情報共有、連携の強化に努めるなどのソフト面における体制も整備すること。
- 3 地震、台風等の自然災害や感染症の発生をはじめ、事業所内、送迎中の事故、負傷など、不測の事態に備え、緊急時の対応マニュアル等を策定するとともに、当該マニュアル等を踏まえた防災訓練、救急対応等の研修を実施するなど、緊急時の体制構築に努めること。
- 4 サービスの提供等により事故等が発生した場合には、利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。特に、死亡、重症に

係る事故については、直ちに本市に報告すること。

事故発生時の報告の詳細については、本市ウェブサイトの下記ページを参照してください。

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1424/1408/p012902.html>

担当 福祉部障がい福祉課 施策係

TEL (0564) 23 - 6165

FAX (0564) 25 - 7650

Mail shogai@city.okazaki.lg.jp